

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成26年7月25日

分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長 瀬戸 宣久

1 工事概要

- (1) 工 事 名 森林技術総合研修所高圧受変電設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都八王子市廿里町1833-94
- (3) 工事内容 森林技術総合研修所の開放型高圧受変電設備のキュービクル化に係る改修工事一式
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成27年2月27日まで
- (5) 本工事は、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を義務付けるものとする。（入札説明書参照）

2 入札参加資格

- (1) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 農林水産省又は林野庁における建設工事契約に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、業種区分「電気工事」でA、B、C等級又はD等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、農林水産大臣官房経理課長又は林野庁長官が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の受領期限の日から開札の日までの期間に農林水産大臣官房経理課長又は林野庁長官から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 同種工事の施工実績を有すること。
 - ① 平成11年4月1日以降に元請けとして、総容量400KWh以上の受変電設備の新設、更新又は増設工事を施工した実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。

- ② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。
- ③ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
- (6) 本工事に次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。
 - ① 1級若しくは2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）
 - ② 平成11年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（5）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に3ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。
 - ④ 主任技術者又は監理技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
 - ⑤ 主任技術者又は監理技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から経理課長又は林野庁長官に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、下記に示す都県内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記区域内であること。
東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833-94
林野庁 森林技術総合研修所 総務課会計係
電話 042-661-7121
- (2) 入札説明書の交付期間、場所等
 - ア 交付期間：平成26年7月25日（金）から平成26年8月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の10時00分から正午まで及び13時00分から17時00分まで）
 - イ 交付場所：上記（1）
 - ウ 交付方法：上記イにて交付。郵送、電送による申し込みは受け付けない。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期間：平成26年7月25日（金）から平成26年8月13日（水）まで（休日を除く）の10時00分から17時00分まで
 - イ 提出場所：上記（1）
 - ウ 提出方法：上記アの提出期間内に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。
- (4) 入札、開札の日時、場所

ア 日 時：平成26年9月11日（木）14時00分
イ 場 所：〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833-94
林野庁 森林技術総合研修所2階 第3教室
(ただし、郵送による入札書の受領期間は平成26年9月10日（水）17時00分必着。)

4 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

納付。納付額は請負代金額の10分1以上とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 違約金について

本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

②公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

③公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

④本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑤請負者が上記の①から④までの違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算

した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
(6) その他、詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当研修所のホームページ「事業者の皆様へのお知らせ」をご覧ください。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/pdf/for_trader_191107.pdf)